

## **給付金のお支払いに関するお取扱いの変更について**

当社では、2024年4月1日より、睡眠時無呼吸により入院された場合の給付金請求のお手続きと不妊治療を受けられた場合の給付金のお支払いについて、以下のとおりお取扱いを変更することといたしましたので、お知らせいたします。

### **1. 睡眠時無呼吸により入院された場合の給付金請求のお手続きについて**

睡眠時無呼吸により入院された場合の給付金のご請求については、2024年4月1日以降に請求書類のお取り寄せを当社にお申し出いただいたものから、医療機関発行の当社所定の診断書を提出いただくお取扱いに変更いたします。

睡眠時無呼吸による入院には、「睡眠時の気道を確保するための手術やCPAP（経鼻的持続陽圧呼吸）療法などの治療」を目的とする入院の他に、「睡眠時の呼吸状態等の検査」を目的とする入院もありますが、「睡眠時の呼吸状態等の検査」のみを目的とする入院は、睡眠時に実施する必要があるため入院を要するものであり、疾病入院給付金等のお支払いの対象となる「治療を目的とした入院」には該当しないため、お支払いの対象外となります。

このため、これまでは診断書に代わる簡便な書類によるお手続き方法をご案内しておりましたが、ご入院時の状況（実施された検査や治療の内容等）を確認させていただくために、医療機関発行の当社所定の診断書をご提出いただくお取扱いに変更することといたします。

### **2. 不妊治療を受けられた場合の給付金のお支払いについて**

2022年4月以降、一部の不妊治療が公的医療保険制度の対象となったことを受け、公的医療保険制度の対象となった「人工授精」「精巣内精子採取術」「採卵術」「体外受精・顕微授精」「受精卵・胚培養」「胚凍結保存」「胚移植術」が実施された場合、手術給付金等のお支払いの対象としてお取扱いしてきました。

しかしながら、これらの不妊治療の内容を確認の上、改めて検討した結果、「体外受精・顕微授精」「受精卵・胚培養」「胚凍結保存」は、医科診療報酬点数表における手術料に分類される各種管理料が算定されるものですが、被保険者の身体に対して行われるものではなく、被保険者が受ける手術には当たらないため、2024年4月以降は、手術給付金等のお支払いの対象としないお取扱いに変更することといたします。

つきましては、2024年4月1日以降に「体外受精・顕微授精管理料」「受精卵・胚培養管理料」「胚凍結保存管理料」が算定された「体外受精・顕微授精」「受精卵・胚培養」「胚凍結保存」は、手術給付金等のお支払いの対象外となります。

※各種管理料が算定された日は、診療明細書に記載された請求日や受診日にもとづいて確認させていただきます。

2024年4月1日以降のお取扱い一覧（太枠内が変更点となります）

不妊治療の種類	手術保障特約 ※1 手術保障特約（2018） ※1 治療保障特約 ※1 手術保障特約（引受基準緩和型） ※2 治療保障特約（引受基準緩和型） ※2 治療保障保険 ※3
人工授精	対象
採卵術	対象
精巣内精子採取術	対象
胚移植術	対象
体外受精・顕微授精	対象外
受精卵・胚培養	対象外
胚凍結保存	対象外

※1 対象となる商品は、「ネオdeいりょう」「安心これ一本（医療）」「ネオいりょう」

※2 対象となる商品は、「ネオdeいりょう（健康プロモート）」「安心これ一本（緩和医療）健康プロモート」  
「ネオいりょう（引受緩和型）」

※3 対象となる商品は、「ネオdeちりょう」

以上